

Vinayasūtra における波羅夷法姪戒 (I)

中 川 正 法

根本説一切有部の律師と言われる Guṇaprabha (徳光) の著した Vinayasūtra (以下 VS と略) は¹⁾、チベットにおける律の根本聖典として知られるが、その梵本の刊行は、最近に至るまでなされていなかった。しかし、P. V. Bapat, V. V. Gokhale 両博士は、1982 年パトナより VS に対する Guṇaprabha の自註 “Vinayasūtravṛtṭy-abhidhānasvavyākhyānam” における第 1 章 Pravrajyāvastu (出家事) を校訂出版された²⁾。校訂にあたり両博士が依拠された資料は、Rāhula Sāṅkṛtyāyana がチベットの Sa-skya 寺よりインドへ招来し、現在パトナの Bihar Research Society に保管されている写本写真版³⁾と、Sāṅkṛtyāyana 自身の校訂による Vinayasūtra のみの梵文テキストである⁴⁾。筆者は、インド滞在中に、V. V. Gokhale 博士のご好意により博士所有の Vinayasūtravṛtṭi 写本写真版——上記テキスト校訂に際し、パトナより得られたもの——を見る機会を得た。本稿は、この写本写真版を用いて筆者が校訂した未発表テキストに基づき⁵⁾、その個所に対し、他の律蔵と比較しつつ考察を加えんとするものである。

I. 写本によれば、第 1 章が “prāvrajyāvastu samāptam” と終わった直後に、以下に示す第 1 偈とその註釈とが続く。一方、Sāṅkṛtyāyana 校訂の Sūtra テキストの構成は、第 1 章に続いて、第 2 章 Poṣadavastu (布薩事) に入り、まず Pārājayikam という項目が与えられ、続いて bhikṣuvibhaṅga, abrahmacaryapārājayikam という見出しがつけられ第 1 偈以下が示されている⁶⁾。そして前者は、第 8 偈に対する註釈の後で、後者も第 8 偈の後で “pratyaḥyānavidhiḥ” と結ばれていることを最初に指摘しておく。

さて、内容の検討に入るにあたり、以下に第 1～8 偈を示す。(但し各偈に対する註釈を除く。)

na naṣṭaprakṛtikṛtātā pratyā[khyā]natvam //(1) na tatra //(2) na mūke //(3)
na amanuṣyagatike //(4) na abodhitatve //(5) na rahasi //(6) na rahaḥsaṃjñāyā
//(7)

śikṣām¹ pratyācakṣe buddham² dharmam³ saṃgham⁴ sūtra[m]⁵ vinayam⁶ mātṛkām⁷

ācāryam⁸ upādhyāyam⁹.

āgārikam¹⁰ māṃ dhāraya śramaṇoddeśam¹¹ śaṇḍapaṇḍakam¹² bhikṣuṇidūṣaka[m]¹³
 steyaśaṃvāsikam¹⁴ nānāśaṃvāsikam¹⁵ asaṃvāsikam¹⁶ tīrtikam¹⁷ tīrtikāvakraṇṭakam¹⁸
 mātṛghātakam¹⁹ pitṛghātakam²⁰ arhadghātakam²¹ saṃghabhedakam²² tathāgatasyā-
 ntike²³ duṣṭacittarudhirōtpādakam.

alam me²⁴ yuṣmadvidhaiḥ sabrahmacāribhiḥ sārđham sāvāsena vā saṃbhogena vēti
 pratyākhyānavacanāni //(8)

第1～7偈では、“na pratyākhyānatvam”，第8偈では，“pratyākhyānavacanāni”，そして前述の如く第8偈の註釈の後において，“pratyākhyānavidhiḥ”と結ばれていて，明らかにこの個所では，“pratyākhyāna”ということが主題となっている。Sāṅkṛtyāyana により，この個所は波羅夷即ち教団追放に値する罪に関する項であることが示されているが，それとこの“pratyākhyānavidhiḥ”なる節との関係をまず考察してみたい。

Sāṅkṛtyāyana による構成では，bhikṣuvibhaṅga「比丘分別」という項目に含まれることから，「経分別」との関係がまず考えられる⁷⁾。従って，prātimokṣa「波羅提木叉」に注目しなければならない。波羅夷法については，prātimokṣa において，四つの條文によって示されているが，波羅夷法第1姪戒は，次のように表現されている⁸⁾。

yaḥ punar bhikṣur bhikṣūpāṃ śikṣāsājīvasamāpannaḥ śikṣāṃ apratyākhyāya śikṣā-
 daurvalyam anāviṣkṛtyābrahmacaryam maithunaṃ dharmam pratisevate antatas
 tiryagyonigatayāpi sārđham, ayam api bhikṣuḥ pārājiko bhavaty asaṃvāsyah.

ここに，否定辞 a をとめない，pratyākhyāna の動詞形として“apratyākhyāya”という語が見られるが，“śikṣāṃ apratyākhyāya”と述べられているように，「学処を拒否する，捨てる」（條文中では，「拒否せずに，捨てずに」）という意味で用いられている。平川博士が詳しく言及されているように⁹⁾，この波羅夷法姪戒の條文に対しては，パーリの sutta-vibhaṅga 及び漢訳五大広律において，いずれもその冒頭で解説即ち條文解釈が行なわれているが，今問題とする語句も，“sikkham apaccakkhāya”，「不捨戒」，「不捨学処」として説明されている。従って VS のこの個所も，prātimokṣa の條文中の“apratyākhyāya”の“pratyākhyā”という語に対する Guṇaprabha による條文解釈と考えられる。「捨戒」(捨学処)，即ち姪法を犯す前に戒を捨てることを宣言すれば，波羅夷に陥ることはないという事だが，その捨戒が成立しない場合について，Guṇaprabha は偈及びそれに対

する註釈をもって示している。

註釈において彼は、捨戒が成立するには、他人に正確に伝えること、他の人が、彼が学処を拒否したと正しく理解すること、更にはそれを公にすることが重要だとする。従って、捨戒を正常な精神状態でない人が行なった時や、捨戒の言葉を理解する能力に欠けた人等に対するものは不成立となる。例えば、第3偈では、口の利けない人に対して捨戒を行なった場合は不成立だとし、註釈において、「その人は、他の人に伝えることができないから」と理由を示す。また、第5偈に対する註釈では、愚かな人 (jaḍa), 耳が聞こえない人 (badhira), 禪定にある人 (samāpanna) など同様に扱っている。このように、捨戒をめぐる、それが成立しない場合が第1~7偈において示され、各々の註釈においてその理由が述べられている。

前述の如く、この捨戒の定義は、パーリ律及び漢訳五大広律においても示されている¹⁰⁾。(以下、漢訳広律と比較検討する場合は、内容・表現形式の異なる『摩訶僧祇律』は、その対象より除く。)各律ともに、捨戒が成立しない場合が列挙されているが、いくつかの共通例を挙げれば、顛狂、心乱、痛悩の状態にある人による捨戒、あるいは、そのような人に対する捨戒は成立しないとされる¹¹⁾。各律ともに、中国人 (中辺人) が辺国人 (辺地人) に捨戒した場合について言及しているが、VS では、この事に関しては論議されておらず、この点において異なる。

II. 第8偈は、“iti pratyākhyānavacanāni”と結ばれているように、捨戒に際し、それが言葉でどう表現されるかが具体的に示されている。第8偈に対する註釈は、偈を三つの部分に分けることから始まる。それは、“sikṣām pratyācakṣe”から“upādhyāyam”までを教説に関する表現、“āgārikam mām dhāraya”以下を行動に関する表現、そして“alam me”によって始まる部分を話し方に関する表現としている。

Guṇaprabha は、この捨戒の言葉を、語気を強めて言っても言わなくても、それは問題ではなく、相手に理解してもらうことが第一で、しかも体の振舞による伝達が最も重要だとし、それ故に第8偈に述べられたこれらすべての言葉による表現は、学処の拒否・捨戒という行動において述べられているとする。

捨戒の言葉として述べられた事項が、何故捨戒につながるかの判断基準は、上述の第2、第3の区分として示された個所に対する註釈において言及されているが、そこでは、仏教の正しい領域 (kṣetra) の中のものであるか、あるいは教団追

放の罪に値するものであるかということが問題となっている。外道や男性能力を失なった人間などは、最初から仏教の領域外のものであり、父母殺しなどの所謂五惡を犯す者は、後者に値するわけである。

さて、この第8偈と他の律藏とを比較することにより、およそ二つの点について、VS の特徴を見い出すことができる。その第一は、この捨戒の言葉が、『根本有部毘奈耶』におけるそれと、若干順序の違いはあるものの、全ての事項が一致し、三つの部分の表現形式も同じであることである。以下に第8偈と対照させて番号を付し、このことを示す¹²⁾。

我某甲今捨学処¹。是名捨学处。或云我捨佛陀²達摩³僧伽⁴。或云我捨耆咀羅⁵毘奈耶⁶摩嗟里迦⁷。或云我捨鄒波駄耶⁸阿遮利耶⁹。或云知我是俗人¹⁰。知我是求寂¹¹。扇佉半擇迦¹²汚苾芻尼¹³。殺父²⁰害母¹⁹殺阿羅漢²¹。破和合僧²²惡心出仏身血²³。是外道¹⁷是趣外道者¹⁸。賊住¹⁴別住¹⁵不共住人¹⁶。乃至説云。我²⁴於仁等同法者同梵行者。非是伴類。

パーリ律及び『四分律』『五分律』においては、教説に関する部分の捨戒表現は、ほぼ共通しているが、『十誦律』では、事項数がやや多い。また第2の部分の表現は、『十誦律』では、外道に関する事項がないが、パーリ律、『四分律』、『五分律』は、ここでも同じ表現となっている。

第2の部分の梵文とパーリ律の表現とを比較すると、“āgārikam māṃ dhāraya ……” という所が、パーリ律でも “gihīti maṃ dhārehi ……” とあり¹³⁾、同じ表現となっているが、その内容は、VS の事項 10~23 と比べると、10 (ただしパーリでは gihin) 11, 17, 18 を除いて他は異なる。これは、第3の表現形式 “alam me ……” においても同様である¹⁴⁾。パーリ律における最後の表現 “alam me sa-brahmacārihi” という個所のみ一致するが、“alam me buddhena ……” 以下の表現は、VS には見られない。

次に第2の特徴を述べる。各律ともに、この「捨戒」を解説する際、prātimokṣa の條文にある “śikṣādauryalyam anāviṣkṛtya” 「戒を守る力の弱まりを示さずに」という表現、漢訳ではこれを「戒羸」あるいは「学羸」とするが、これが捨戒と組み合わせられて定義づけられている。「捨戒にして戒羸でない」場合とか、「戒羸にして捨戒でない」場合というように、それぞれ一緒に定義されている。『根本有部毘奈耶』では、「捨学処にして学羸に非ず」という定義の中で、第8偈と同様の表現が述べられている。これは、パーリ律及び漢訳広律でも同様である。しかし、VS では、捨戒が単独で解釈されており、戒羸・学羸ということは言及されておらず、この点他の律藏と全く異なる。

結語 以上、VS 第1章に続く箇所について、他の律藏と比較検討してきたが、“pratyākhyānavidhiḥ”と結ばれるこの節は、prātimokṣa における波羅夷法第1姪戒の“pratyākhyā”という語に対する Guṇaprabha による経分別即ち条文解釈と言えよう。これに続く節も、その内容から判断して、條文中の“abrahmacaryam maithunam dharmam”(姪法)という語句に対する解釈であると考えられる。このことは、その節が写本において“iti prathame pārājike vibhaṅgaḥ samāptaḥ”と結ばれていることから確認されよう。

他の律藏では、「比丘とは何か」ということにはじまり、逐次條文中の語句が解釈されているものの、VS では、「捨戒」と「姪法」についてのみ解釈されている。また各律では、捨戒不成立の場合と、捨戒の言葉や表現が列挙されているのみであるが、Guṇaprabha は註釈によって、不成立の理由や捨戒の言葉として表現された事項が、何故捨戒成立につながるのかを明らかにしている。これら二つの解釈形式の特徴に、十分留意すべきであると言えよう。

- 1) Guṇaprabha 及び VS のチベット訳については、佐々木教悟博士の論文に詳しい。「ハルシャ王の治世におけるマトゥラー仏教の動向」印仏研、V-1, pp. 38~39。「根本説一切有部と三啓無常經について」印仏研、XIX-2, pp. 81~88。
- 2) *Vinaya-sūtra and Auto-commentary on the same, Chapter I-Pravrajyāvastu*, ed. by P. V. Bapat & V. V. Gokhale, (Tibetan Sanskrit Works Series No. XXII) Patna, 1982.
- 3) Rāhula Sāṅkṛtyāyana, *Second Search of Sanskrit palm-leaf mss. in Tibet*, Journal of the Bihar and Orissa Society, vol. 23, part 1, 1937, p. 22, list no. 193.
- 4) *Vinayasūtra of Bhadanta Guṇaprabha*, ed. by Rāhula Sāṅkṛtyāyana, (Singhī Jaina Series No. 74) Bombay 1981.
- 5) テキストは、近く発表の予定である。 6) Sāṅkṛtyāyana, *Vinayasūtra*, p. 13.
- 7) 平川彰博士『律藏の研究』p. 291.
- 8) *Prātimokṣa-sūtram (Mūlasarvāstivāda)*, ed. by A. C. Banerjee, Calcutta, 1954, p. 8.
- 9) 平川博士前掲書, pp. 170~174.
- 10) パーリ律: *Vinaya Pitakam*, ed. by H. Oldenberg, PTS., vol. III, pp. 24~28. 『十誦律』大正藏, 23. p. 2a~c. 『四分律』大正藏, 22. p. 571a~c. 『五分律』大正藏, 22. p. 4b~c. 『摩訶僧祇律』大正藏, 22. p. 235c~p. 236c. 『根本説一切有部毘奈耶』大正藏, p. 629c~p. 630b.
- 11) パーリ律と『四分律』にみる波羅夷法第1の内容を比較した研究があることを、京都大の佐々木閑氏よりご教示いただいた。ここに謝意を表すとともに、その論文を以下に示す。P. Pradhan, *The first Parajika of the Dharmaguptaka-Vinaya and the Pali Sutta-vibhaṅga*, Visva-Bharati Annals, vol. 1, 1945, pp. 1~34.
- 12) 大正藏, 23. p. 630b. 13) *Vinaya Pitakam*, p. 27, ll. 5~10.
- 14) Ibid., p. 27, ll. 12~15. (九州大学大学院)